

山梨市告示第 114号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類は税務課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年6月12日

山梨市長 高木 晴雄



1 送達すべき書類の名称 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名

- ・雨宮 俊
- ・佐藤 鈴華
- ・LAGUARDIA ANGELICA DE GRANO
- ・PANETO FELICIANO MAYET UY

(注)

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

掲 示 期 間
8 年 6 月 18 日
総 務 課 承 認